

介護老人福祉施設重要事項説明書

1. 当会の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 松 楓 会
代表者役職・氏名	理事長 望月 規子
法人所在地	〒197-0801 東京都あきる野市菅生1159番地 電 話 042-558-7010 F A X 042-558-5228
定款の目的に定めた事業	1. 養護老人ホーム 松楓園 2. 特別養護老人ホーム 和敬園 3. 特別養護老人ホーム コスモホーム 4. 短期入所事業 5. 居宅介護支援事業 6. その他これに付随する業務

2. 介護老人福祉施設 コスモホームの概要

(1) 運営の方針

昭和58年、広く宇宙に開かれた施設を目指しコスモホームを開設いたしました。21世紀の契約施設として「人が人であり続けられる為のサービスとは何か」に視点を置き御家族と一体となり、利用者中心の暖かい環境をつくります。

(2) 提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホーム コスモホーム
所在地	東京都あきる野市菅生1159
介護保険法指定番号	介護老人福祉施設 (東京都指定 第1374900114)

(3) 同施設の設備の概要

定 員	100名		
居 室	4人室	23室 (1室34.80㎡)	医務室 1室
	2人室	7室 (1室20.40㎡)	食 堂 3室
	個 室	2室 (1室10.20㎡)	機能訓練室 1室
	静養室	2室 2床	面談室 1室
浴 室	一般浴槽と特殊浴槽があります。		

(4) ①当施設の職員体制

職種名	配置人数	職種名	配置人数
施設長	1名	機能訓練指導員	1名以上
医師	1名以上	介護支援専門員	1名以上
生活相談員	1名以上	看護師	1名以上
管理栄養士	1名以上	看護職員・介護職員	利用者3名に対し1名以上

②配置医師等による診察日

曜日・時間	診療科目
月曜日(第2・第4) 午後	精神科
火曜日 午前	内科
水曜日 午前	歯科
木曜日 午前	内科

③協力病院

病院名	科目	住所	TEL
多摩リハビリテーション病院	内科	東京都青梅市長淵 9-1412-4	0428-24-3798
日の出ヶ丘病院	内科	東京都西多摩郡日の出町大久野 310	042-597-0811
大橋歯科医院	歯科	東京都八王子市めじろ台 2丁目 49-19	042-663-2421
陵北病院(入院)	内科	東京都八王子市西寺方町 315	042-651-3231
目白第二病院	外科	東京都福生市福生 1980	042-553-3511
仁和会総合病院	内科	東京都八王子市明神町 4-8-1	042-644-3711
功生歯科	歯科	東京都西多摩郡日の出町大字平井 239-7	042-588-0233

3. サービスの内容

(1) 介護保険給付によるサービス

項目	サービス内容	自己負担額
居室	希望・身体・生活・を考慮して、又は医師の指示により個室・2人室・4人室をお使いいただけます。	居住費 855円/日 (減免制度あり) ※R6.8月より 915円/日
食事	朝食 7:30 ~ 8:30 昼食 12:00 ~ 13:00 夕食 18:00 ~ 19:00 原則、各階の食堂にておとりいただきます。 栄養ケア計画に基づき提供します。	食費 1660円/日 (減免制度あり)
入浴	週に2回入浴していただけます。 ただし、状態に応じ清拭となる場合があります。	基本料金施設利用料の中に含まれます。
介護	施設サービス計画に沿って介護を行います。 洗面、着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添い等	〃
機能訓練	個別機能訓練計画に沿って機能訓練を行います。	〃
生活相談	常勤の生活相談員に、日常生活に関すること、心配事など相談できます。	〃
健康管理	年間1回健康診断を行います。また、医師、看護師による診察や健康相談サービスを受けることが出来ます。口腔衛生の管理についても計画的に行います。	〃
レクリエーション	四季折々の行事、クラブ活動、グループワークを行います。	〃

(2) 介護保険給付外サービス

サービス項目	単 位	金 額	
日常生活費 通帳・預かり金管理、印鑑管理、事務代行手続き等 ※病院に入院時は、上記と私物保管料として 250円をご負担いただきます。	1 日	250円	
入院時室料 (病院に入院期間中の居室確保料)	1 日	500円	
希望の病院への通院および入退院時の援助・手続き ※本人または家族の希望の病院への通院・入退院の場合	1 回	3000円	
個人の依頼による入院中の病院へ出向いての援助 (衣類交換・事務手続き・相談等)	1 回	1000円	
個人の希望による外出・通院等の付き添い (ただしタクシー等の利用で交通費は実費)	1 時間	2500円	
退院後、病院に出向いての支払い代行	1 回	1000円	
病院に薬を取りに行った場合	1 回	1000円	
個人の依頼による買い物等代行業務	1 回	1000円	
個人的な電化製品の電気料 (1 製品につき)	1 月	450円	
テレビリース (電気代含む)	1 日	200円	
アクティビティ活動費 (参加時の材料費)	音楽クラブ	1 回	実費相当額
	書道クラブ	1 回	実費相当額
	華道クラブ	1 回	実費相当額
	いきいきクラブ	1 回	実費相当額
オプション行事	1 回	内容により参加費設定	
外出セット A (リハビリパンツ 2 枚、尿取りパッド 2 枚 おしりふき、使い捨て手袋)	1 セット	660円	
外出セット B (テープ止めおむつ 2 枚、尿取りパッド 2 枚 おしりふき、使い捨て手袋)	1 セット	660円	
外泊セット A (リハビリパンツ 2 枚、尿取りパッド 6 枚 おしりふき、使い捨て手袋)	1 セット	780円	
外泊セット B (リハビリパンツ 2 枚、尿取りパッド 6 枚 おしりふき、使い捨て手袋)	1 セット	780円	
特別な食事		実費相当額	
おやつ代 ※土、日曜日のご用意はありません。	1 回	110円	
理美容		実費相当額	
インフルエンザ・肺炎球菌 予防接種		実費相当額	
生活用品・被服などの個人的経費		実費相当額	

(3) 文書料

サービス項目	単 位	金 額
在園証明書	1 通	500円
生計同一証明書	1 通	500円
文書等のコピー代	1 枚	10円
介護保険自己負担請求書・領収証 等 再発行	1 枚	100円

* 成年後見制度での診断書は、直接、囑託医師または掛かりつけ医にご相談下さい。

4. 施設サービスが提供できない場合がございます。

- (1) 入院して医療・治療が必要と判断された場合
- (2) 施設として適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供することが困難な場合

5. 退所の手続き

(1) 利用者のご都合で退所される場合

14日前までの申し出により退所できます。但し、退所先及び家族代表者または代理人に確認をさせていただきます。

(2) ホームは、次の事由に当てはまる場合、利用者及び家族または代理人に対して、

文書をもって、この契約を解除することができます。

- ① 利用者のサービス利用料金の支払いが、正当な理由なく1ヶ月以上遅滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日間以内に支払われない場合
- ② 利用者が、病院に入院し、入院先の病院または診療所の当該主治医に確認するなどの方法により、退院できないことが明らかになった場合
- ③ 利用者が、施設やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行い、その状況の改善が認められない場合

(3) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ① 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
*例えば、老人保健施設、療養型病床施設
- ② 介護保険給付で、サービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、「非該当」又は「要支援」および「介護度1・2」と認定された場合
*ただし、介護度1・2と認定された方が特列入所の要件に該当する場合はこの限りではありません。
- ③ 利用者がお亡くなりになった場合
- ④ やむを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小する場合

7. 施設利用に当たっての留意事項

(1) 面会

- ・ 10:00～17:00
- ・ 受付にて面会簿に記入してください。
- ・ 入浴やオムツ交換中は、喫茶室でお待ち頂く事もあります。
- ・ 面会時に身の回りの整理、散歩などお願いします。

*面会時に差し入れをお持ちの際には、必ず職員にお声掛けください。

*感染症の動向により、自粛や非接触の面会方法に変更させていただく場合もございます。

(2) 外出・外泊

- ・ 基本的にご家族の送迎をお願いいたします。
- ・ 外泊については予定日の一週間前までにご連絡下さい。

(3) 飲酒・喫煙

- ・ 飲酒・喫煙については、個々の嗜好を重視し、他人に迷惑にならないければ原則として自由ですが、身体状況などを考慮し時間帯や場所については、ある程度の枠を設定することがあります。

(4) 設備・器具の利用

- ・ 大切にご使用下さい。

(5) 金銭・貴重品の管理

- ・ 基本的に本人管理となります。ご依頼により施設で預り管理します。

(6) 所持品について

- ・ 生活に必要な物品（季節に応じた衣類の入れ替えはご家族で）また、すべての持ち物にお名前を記入してください。

(7) 施設外での受診

- ・ 医師の指示による受診につきましては施設で対応いたします。
特定（ご家族希望の病院）の受診（入院を含む）についてはご家族の方の対応となります。

(8) 宗教活動

- ・ 信仰は自由ですが、他の利用者の迷惑になる行為、施設内の布教活動は禁じます。

(9) ペット

- ・ ペットの飼育についてはご遠慮いただきます。

8. 要介護認定の申請に係る援助

- (1) 利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう援助します。
- (2) 利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を代わって行います。

9. サービス提供の記録の保存

- (1) 施設サービスの提供に関する記録を作成することとし、これをご契約終了後2年間保管いたします。
- (2) サービス提供記録について、利用者または身元引受人は10：00から16：00の間に事務室にて閲覧できます。また、実費にて複写することもできます。

10. 退所時の援助

- (1) 契約の終了により利用者が退所する際には、利用者及び家族または代理人の希望、利用者が退所後に生活なされることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

11. 秘密保持の厳守

- (1) 施設及び全ての職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、雇用契約終了後も同様といたします。
- (2) 利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、利用者の個人情報を提供致しません。

12. 身体拘束等

- (1) 当施設は、身体拘束適正化委員会を設置し、指針を整備いたします。原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、当該利用者または他の利用者の生命または身体を保護するために等、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、当施設の医師または身体拘束適正化委員がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を備え付けの身体拘束を行う際の説明書に記載の上、利用者又はその家族に説明を行い同意を得る事とします。また職員に対し、身体拘束に関する研修を実施します。

13. 人権擁護及び虐待防止

- (1) 当施設は、利用者の人権擁護、虐待の防止のため、高齢者虐待防止委員会を設置し、指針の整備及び必要な体制を整備いたします。
また、虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修を行います。

14. 褥瘡対策等

- (1) 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供すると取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備いたします。また職員に対する研修を実施します。

15. 事故発生の防止及び発生時の対応

- (1) 当施設は安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。事故発生又は再発を防止するための措置を適切に実施できるよう担当者および事故防止対策委員会を設置し、また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行いません。

16. 感染症予防

- (1) 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、感染症予防対策委員会を中心に必要な措置を講ずるための体制を整備いたします。また、感染症における BCP を策定しています。職員に対しては感染症における研修及び訓練を行います。

17. 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、家族に速やかに連絡いたします。

【緊急連絡先】

18. 非常災害対策

- (1) 防災時の対応 施設自衛消防隊による非常時対応
- (2) 防災設備 非常通報装置設備、スプリンクラー設備、屋内消火栓等
- (3) 防災訓練 毎月1回定期的に実施、その他防災教育も実施
- (4) 防火責任者 馬場 壮稚
- (5) B C Pの策定

19. 第三者評価受審状況

受審機関 株式会社 福祉規格研究所
最新受審日 令和6年1月19日
閲覧先 とうきょう福祉ナビゲーション

20. サービス内容に関する相談・苦情

利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、施設の設備又はサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応いたします。

- (1) 相談・苦情担当 生活相談員
受付時間 月～金曜日 10:00～16:00
電 話 042-558-7010
*ご不明点は何でもおたずねください。

- (2) 当施設以外に、東京都福祉保健局、東京都国民健康保険団体連合会、あきる野市役所、各保険者、でも受け付けています。

【相談・苦情等 連絡先一覧】

東京都福祉保健局介護保険制度相談窓口	03-5320-4597		
東京都国民健康保険団体連合会苦情相談窓口	03-6238-0177		
あきる野市健康福祉部高齢者支援課	042-558-1111 (代表)		
(東京都各保険者代表電話番号)			
千代田区	03-3264-2111	多摩市	042-375-8111
中央区	03-3543-0211	稲城市	042-378-2111
港区	03-3578-2111	立川市	042-523-2111
新宿区	03-3209-1111	武蔵野市	0422-51-5131
文京区	03-3812-7111	三鷹市	0422-45-1151
台東区	03-5246-1111	府中市	042-364-4111
墨田区	03-5608-1111	昭島市	042-544-5111
江東区	03-3647-9111	調布市	042-481-7111
品川区	03-3777-1111	小金井市	042-383-1111
目黒区	03-3715-1111	小平市	042-341-1211
大田区	03-5744-1111	東村山市	042-393-5111
世田谷区	03-5432-1111	国分寺市	042-325-0111
渋谷区	03-3463-1211	国立市	042-576-2111
中野区	03-3389-1111	西東京市	042-464-1311
杉並区	03-3312-2111	狛江市	03-3430-1111
豊島区	03-3981-1111	東大和市	042-563-2111
北区	03-3908-1111	清瀬市	042-492-5111
荒川区	03-3802-3111	東久留米市	042-470-7777
板橋区	03-3964-1111	武蔵村山市	042-565-1111
練馬区	03-3993-1111	大島町	04992-2-1443
足立区	03-3880-5111	利島村	04992-9-0011
葛飾区	03-3695-1111	新島村	04992-5-0240
江戸川区	03-3652-1151	神津島村	04992-8-0011
青梅市	0428-22-1111	三宅村	04994-5-0981
福生市	042-551-1511	御蔵島村	04994-8-2121
羽村市	042-555-1111	八丈町	04996-2-1123
瑞穂町	042-557-0501	青ヶ島村	04996-9-0111
日の出町	042-597-0511	小笠原村	04998-2-3111
檜原村	042-598-1011	(東京都外)	
奥多摩町	0428-83-2111	埼玉県新座市	048-477-1111
八王子市	042-626-3111		
町田市	042-722-3111		
日野市	042-585-1111		

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

年 月 日

<事業者>

所在地 〒197-0801 東京都あきる野市菅生1 1 5 9 番地
名称 特別養護老人ホーム コスモホーム 印

説明者 所属 コスモホーム コンサルタント課

説明者氏名 _____ 印

私は、本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

<利用者>

ご住所 _____

ご氏名 _____ 印

<家族又は代理人>

ご住所 _____

ご氏名 _____ 印 (続柄)

<家族又は代理人>

ご住所 _____

ご氏名 _____ 印 (続柄)